

# 新型コロナウイルス感染症対策 観光事業者等支援事業補助金

## 概要

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する観光事業者に対し、消毒・除菌対応等の安全対策に係る経費の一部を補助します。

## 補助対象者

### ■宿泊施設

- (1) 旅館業法第2条第1項に規定する旅館業を行う施設（下宿営業を除く）
- (2) 住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を行う施設

### ■旅行業者

旅行業法第3条の規定による観光庁長官の登録を受けて旅行業又は旅行業代理業を営む者

### ■バス事業者、タクシー事業者

道路運送法第4条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けて一般旅客自動車運送事業を営業者

## 対象期間

令和2年3月1日（日）～令和2年9月30日（水）

※すでに支払い済みであっても上記期間中に支払った経費であれば対象となります。  
ただし、3月1日（日）以前に支払った経費については、対象外です。

## 補助金額等

補助金額：最大 15 万円

- 宿泊施設 …… 1 施設あたり
- 旅行業者 …… 1 事業者あたり
- バス事業者、タクシー事業者 …… 1 事業者あたり

補助率： 4/5

## 補助対象経費

事業者が感染拡大防止を目的として実施する消毒・除菌対応等の安全対策に係る経費

### 消耗品購入費

マスク、アルコール消毒液、石けん、ペーパータオル、除菌シート、ビニール手袋、うがい薬 など

### 備品購入費・レンタル料

体温計・除菌マット・空気清浄機・サーモグラフィー、飛沫防止用アクリル板、防護服 など

### 委託費

感染防止対策に係る業務委託

## 問い合わせ先 ・ 申請

浜田市役所 産業経済部 観光交流課

〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田市役所4階

TEL 0855-25-9155（市事業者支援補助金受付窓口）※6月1日～

TEL 0855-25-9530 E-mail kankou@city.hamada.lg.jp

※提出は各支所産業建設課でも受け付けています。

詳しくは裏面へ

# 申請手続き

申請  
期間

令和2年6月1日（月）～令和2年10月30日（金）

※上記期間中に交付申請が必要となります。

※予算に限りがありますので、なるべく早めにご申請ください。

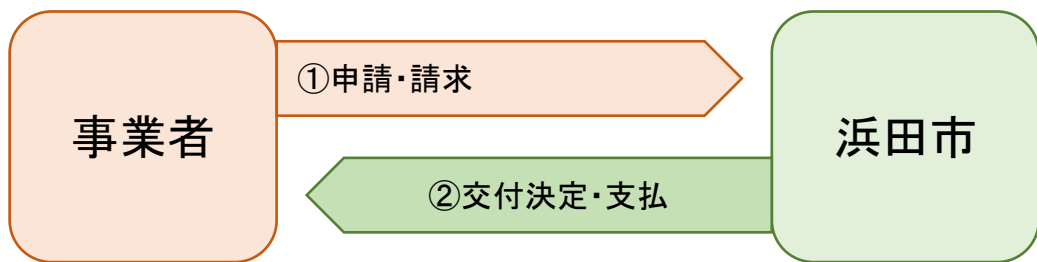
申請書の様式は、浜田市ホームページからダウンロードいただけます。

<http://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1590043529041/index.html>



| 提出書類              | 備考  |
|-------------------|---|
| ① 交付申請書兼請求書       | 様式第1号<br>※交付申請額（請求額）は100円未満を切り捨てた額を記入してください       |
| ② 領収書一覧表          | 別表1   |
| ③ 領収書の写し          | 宛名、金額、内訳、日付及び発行者が明記されたもの<br>※一度使用した領収書の再利用はできません。 |
| ④ 委託した作業の様子が分かる写真 | ※作業を委託した場合  |

申請  
の流れ



## Q&A

### Q1 補助金を受けることができるのはいつですか？

交付申請後、交付決定通知書を1週間以内を目途に送付します。

振込については、申請から1ヶ月以内に振り込みます。

### Q2 国等から補助金をもらっている場合についても申請できますか？

国や県など、他の同種の補助金を受ける、又は受けた場合も申請可能です。

ただし、他の同種の補助金の補助対象経費となった経費については、この補助金の対象にはなりません。

### Q3 この補助金は、課税対象となりますか？

税法上は課税対象となります。

ただし、損金（経費等）が多ければ、課税所得が生じない場合があります。

### Q4 補助金は何回まで申請できますか？

期間内であれば何度でも申請することが可能です。（ただし上限は15万円）